

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	EU	
項目	航行援助施設利用料の軽減			
意見・要望等の内容	日本の空域における航行援助施設利用料を世界の他の主要都市における料金により近いレベルまで引き下げるべきである。			
関係法令	航行援助施設利用料に関する告示	共管	なし	
制度の概要	航行援助施設利用料は、国際民間航空条約（シカゴ条約）及び国際民間航空機関（ICAO）の理事会声明等国際的に認められた徴収原則に準拠し、かつ、利用者との協議を経た上で創設されたものである。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 145 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
<p>(説明)</p> <p>航行援助施設利用料は、航行援助サービスの対価として課せられているものであり、規制緩和の問題ではなく、ICAOで認められた徴収原則に準拠しているものである。</p> <p>なお、我が国の当該利用料は、体系が国により異なっており厳密に比較することは困難であるが、諸外国と比較しても一概に高いとは言えない状況にある。</p>				
担当局課室名	航空局管制保安部保安企画課 (連絡先)03-5253-8739			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	EU 在日外国航空会社協議会	
項目	着陸料の軽減			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の国際空港における着陸料を、世界の他の主要都市における料金により近いレベルまで引き下げるべきである。 ・日本で賦課される航空諸料金を大幅に削減する必要がある。特に、成田空港、関西空港、羽田空港において着陸料が大幅に減額される必要性を強調する。 			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法第54条 ・運輸大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示 	共管	なし	
制度の概要	我が国の飛行場に着陸する航空機に対しては、飛行場の管理者によって、当該航空機の重量に基づいて、着陸料が課せられており、すべての航空会社に公平、無差別に適用されている。また、成田空港、関西空港では、国際航空運送協会（IATA）との協議を経て現行の水準に設定されている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係146頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	<p>上記で述べたとおり、着陸料は、空港施設の利用に係る受益の対価として課せられているものであり、規制緩和の問題ではない。</p>			
担当局課室名	航空局監理部総務課航空企画調査室 (連絡先) 03-5253-8695 飛行場部新東京国際空港課 (連絡先) 03-5253-8721 関西国際空港・中部国際空港監理官 (連絡先) 03-5253-8729			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会	
項目	ビジネスジェット機の国内運航規制の緩和			
意見・要望等の内容	外国ビジネスジェット機の国内運航規制を緩和すべきである。			
関係法令	・ 航空法第127条 ・ 航空法施行規則第231条	共管	なし	
制度の概要	外国の国籍を有する航空機（定期便、チャーター便等の有償運送を除く。）については、我が国の領空主権の一環として、事前の国土交通大臣の許可（申請書を10日前までに提出）を受けた場合を除くほか、日本国内の各地点間を航行してはならないこととされている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 4 7 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成13年3月8日)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【該当なし】			
(説明)	近年におけるビジネスジェット機等の利用の増加を踏まえ、運航者の利便の向上を図る観点から、外国国籍航空機の国内運航に係る申請書の提出期間を相当期間短縮することとした。			
担当局課室名	航空局監理部国際航空課 (連絡先)03-5253-8703			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	EU	
項目	国際空港におけるスロット配分手続き等の見直し			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・成田空港の発着枠について、一般配分枠を増加させるよう、発着枠を制限している現在の規制を改正すべきである。 ・日本の国際空港において、IATAガイドラインに準拠した透明性があり、公正で公平な発着枠割当制度を確立、運営すべきである。 ・日本の国際空港におけるスロット配分手続きに関して、スロットコーディネーターに自由を与えるよう、徹底的な規制改革を行うべきである。 			
関係法令		共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の混雑国際空港（成田及び関空）におけるスロットの配分は国際航空会社の集まりである国際航空運送協会（IATA）のガイドライン及びIATAが了解したルールに基づき、IATAの発着調整事務局（コーディネーター）が全面的な責任を負って公正中立に行っている。 ・成田空港は内陸部に位置する大規模国際空港であり、その周辺地域における騒音問題が深刻な状況にあることから、我が国の空港の中で最も徹底した環境対策を講じるとともに、周辺地域との合意に基づき、1日あたりの発着回数の上限を370回に設定している。また、滑走路の運用状況、空域等に係る制約条件の下で安全な運航を確保するため、単位時間あたりの処理能力が決まっている。 			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 148頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	上記により、政府の規制には該当しない。			
担当局課室名	航空局監理部国際航空課 (連絡先)03-5253-8703 飛行場部新東京国際空港課 (連絡先) 03-5253-8721 管制保安部保安企画課 (連絡先)03-5253-8739			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	EU	
項目	国際航空運賃の自由化			
意見・要望等の内容	日本における国際航空運賃を市場の現実を反映するような形に自由化する。			
関係法令	・航空法第105条第3項 ・航空法第129条の2	共管	なし	
制度の概要	各国との二国間協定上双方の政府による認可が必要とされていることから、航空法の認可対象とされている。ただし、認可制の運用において、IATAで設定された運賃を相当程度下回る範囲まで認可を行うなど、柔軟な運用を行っている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係149頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期:平成10年10月)			
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	<p>国際航空運送事業に係る運賃については、我が国が各国との間で締結している二国間協定において、双方の航空当局による認可が必要とされていることから、航空法に基づく認可制度を採用している。</p> <p>ただし、個別の運賃の認可基準については、例えば、PEX運賃(個人旅行者が航空会社等の窓口で直接購入できる航空券に適用される個人用割引運賃)の場合、IATAの設定したPEX運賃を70%下回る範囲までで各社が独自に設定した運賃を自動的に認可する等、弾力的な運用を行っており、その結果、市場動向を反映した多様な運賃設定が可能となっている。</p>			
担当局課室名	航空局監理部航空事業課 (連絡先)03-5253-8705 国際航空課 (連絡先)03-5253-8703			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	EU	
項目	日本の国際空港における共有スペースの使用料の軽減			
意見・要望等の内容	日本の国際空港の共有スペースの使用料を世界の他の主要都市における料金に近いレベルまで引き下げるべきである。			
関係法令			共管	なし
制度の概要	<p>空港ビルの賃料は、空港ビルの設置・管理者と利用者である航空会社等との間で決定されるべきものであり、政府が主体的に決定し得るものではない。</p> <p>また、空港ビルの賃料は、建設・運用にかかる費用、航空会社等の負担の程度を踏まえて計算され、航空会社等との調整を経て決定されたものであり、その取扱いについては内外の航空会社等間で公平、無差別となっている。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 150 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	<p>本要望は、空港ビルの賃料水準の引き下げを要求しているものであり、上記 で述べたとおり、規制緩和の問題ではない。</p>			
担当局課室名	航空局飛行場部管理課 (連絡先)03-5253-8715 新東京国際空港課 (連絡先)03-5253-8721 関西国際空港・中部国際空港監理官 (連絡先)03-5253-8729			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	(社)全国空港ビル協会	
項目	構内営業承認の期間の延長			
意見・要望等の内容	第一類構内営業の承認期間は2年となっているが、国有財産一時使用の許可期間が自動更新を含めて3年となっていることから、これとあわせ、承認期間を3年に延長すべき。			
関係法令	空港管理規則第12条第3項で準用する第7条第3項	共管	なし	
制度の概要	構内営業の承認には、条件又は期限を附することができるとしており、構内営業関係の事務処理を行うにあたり定められた要領において、承認期間については2年以下としている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 151頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度当初)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	<p>構内営業承認期間については、事業者の負担軽減と事務手続きの簡素化の観点から、承認期間を3年以下に延長することとする。</p> <p>なお、実施時期については、構内営業承認と併せ行われる国有財産の一時使用の許可期間(自動更新を含む)の更新時期と整合を図るため、14年度当初から予定している。</p>			
担当局課室名	航空局飛行場部管理課 (連絡先)03-5253-8715			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	(社) 全国空港ビル協会	
項目	空港ターミナルビル内で行うイベント等の手続の軽減・簡素化			
意見・要望等の内容	空港ターミナルビル内で行うイベントについて、空港内秩序の維持や旅客利便性の確保を前提にしつつ、基本的には各ターミナルビル会社の自主的判断に委ねるべきであり、必要な事務手続きについて簡素化、軽減化が図られるべき。			
関係法令	空港管理規則第18条第14号	共管	なし	
制度の概要	空港管理規則は、国土交通大臣の設置し、及び管理する公共用飛行場の施設の管理、構内営業の規則その他国土交通大臣の設置し、及び管理する公共用飛行場を能率的に運営し、及びその秩序を維持するために必要な事項を定めたものであり、同規則第18条第14号において空港内の秩序を乱し、他人に迷惑をかける行為が禁止されていることから、当該規定の適正な運用を図るため、旅客ターミナルビル内でイベントを開催する場合は、事前に空港事務所と必要な調整を行わせているものである。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 5 2 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	空港ターミナルビル内で開催するイベント等については、必要な調整に係る事務手続きの簡素化・軽減化を図るため、予め、空港の秩序維持等の観点から問題とならない行為類型等を定めた上で、その範囲内であれば各ターミナルビル会社の自主的判断により開催できるよう検討中である。			
担当局課室名	航空局飛行場部管理課 (連絡先)03-5253-8715			

分野	5 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	(社)全国空港ビル協会 定期航空協会	
項目	一般旅客が直接の利用者とならない施設に係る構内営業料金の承認制の廃止			
意見・要望等の内容	第一類構内営業者が行う営業のうち空港ターミナルビルの貸室料金等別途告示で定められた料金については、現在、地方航空局長の承認制となっているが、このうち一般旅客が直接の利用者とならない営業については、事業者間の調整に委ねられるべき性格であることから承認制を廃止すべき。			
関係法令	空港管理規則第16条	共管	なし	
制度の概要	国管理空港において、国の管理する土地等を借用して営業を行う者（第一類営業者）は、ターミナルビルにおいて行なう貸室業及び旅客サービス施設提供業、航空機燃料供給固定施設提供業、駐車場業及び見学施設提供業については、その営業に係る料金を設定又は変更しようとするときは、地方航空局長の承認を受けなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 5 3 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(実施(予定)時期：平成13年度)			
規制改革推進3か年計画における記載	【11(3)オ】 価格又は料金の設定又は変更について地方航空局長の承認を受けなければならない構内営業の指定から、直接一般旅客がその対価を支払わないもの(ターミナルビルにおいて行う貸室業及び航空機燃料供給固定施設提供業)を外す。			
(説明)	空港管理規則第16条の規定に基づき、価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内営業については、「価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内営業の指定に関する告示」により、1.ターミナルビルにおいて行う貸室業及び旅客サービス施設提供業、2.航空燃料供給固定施設提供業、3.駐車場料、4.見学施設提供業が指定されているが、このうち直接一般旅客がその対価を支払わないもの(ターミナルビルにおいて行う貸室業及び航空燃料供給固定施設提供業)については、近年の経済情勢等に鑑み、事業者が弾力的かつ機動的な料金設定を行い得るよう、料金承認の指定から外すこととする。			
担当局課室名	航空局飛行場部管理課 (連絡先)03-5253-8715			

分野	5 運輸関係 (8)航空運送事業等	意見・要望提出者	在日外国航空会社協議会	
項目	成田空港の整備について			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・用地を強制収用してはどうか。 ・平行滑走路を3000m以上に延長する余地がある。 ・騒音問題に過剰に配慮しているのではないか。 			
関係法令	新東京国際空港公団法	共管	なし	
制度の概要	<p>成田空港の整備については、「話し合いによって平行滑走路の整備を行う」との成田空港問題円卓会議の合意に基づき、「共生策、空港づくり、地域づくりを三位一体のものとして相互に密接に関連させて進める」との方針に基づいて進めている。本来の2500mの平行滑走路の整備が当面最大の課題であり、用地取得については、土地収用裁決申請を取り下げ、話し合いにより行うこととしている。環境政策については、内陸部に位置する大規模国際空港であり、深刻な騒音問題があることから、我が国の空港の中で最も徹底した環境対策を講じているところである。</p>			
中間公表資料との関係	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	<p>上記 で述べたとおり、成田空港の整備の進め方は、規制緩和の問題ではない。</p>			
担当局課室名	航空局飛行場部新東京国際空港課 (連絡先) 03-5253-8721			

分野	5. 運輸関係 (8) 航空運送事業等	意見・要望提出者	在日外国航空会社協議会	
項目	威信のための空港建設			
意見・要望等の内容	威信を示すための施設の建設資金が他空港の利用者によって相互補助されるべきではない。			
関係法令	空港整備特別会計法	共管	なし	
制度の概要	空港整備については、国が管理する空港の空港使用料等を空港整備特別会計にプールして、全国の空港の整備費用に充てている。			
中間公表資料との関係	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
<p>(説明)</p> <p>各地方の空港整備は、威信を示すためではなく、需要に応えるための全国的な航空ネットワークの維持形成を促進するために、実施されているのである。また、空港は単体で機能せず、ネットワークを形成して初めて機能するものであるため、空港整備特別会計にプールされた財源が全国の空港整備費用に充てられているのである。よって、政府の規制の問題ではない。</p>				
担当局課室名	航空局監理部総務課航空企画調査室 (連絡先) 03 - 5253 - 8695			

分野	5 運輸関係 (8)航空運送事業等	意見・要望提出者	在日外国航空会社協議会	
項目	関西国際空港の2期事業について			
意見・要望等の内容	関西国際空港の2期事業は過剰投資である。			
関係法令		共管	なし	
制度の概要	平行滑走路等を整備する関西国際空港の2期事業は、人口、生産額ともに全国の大きな割合を占める関西圏を中心とした圏域の増大する航空需要に適切に対応するため実施しているところであり、計画的かつ着実に事業を推進する必要がある。			
中間公表資料との関係	該当なし			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	上記で述べたとおり、関西国際空港の2期事業は、増大する航空需要に適切に対応するため推進されているものであり、規制緩和の問題ではない。			
担当局課室名	航空局飛行場部関西国際空港・中部国際空港監理官 (連絡先) 03 - 5253 - 8729			